

「クリーンまつえ」運動 実施要領

1. 目的

本運動は、市民憲章推進協議会の事業として市民を中心に清掃活動を実施することにより、恵まれた自然環境をより一層美しく、明るく、住みよいきれいなまちにすることを目的とする。

2. 実施日時

春季： 6月 第3日曜日 午前7時30分～8時30分

秋季： 10月 第3日曜日 午前7時30分～8時30分

※原則として実施日の前後1週間を「クリーンまつえ」運動実施期間とする。

3. 清掃場所

道路、公園、川岸、湖岸などの公共用地とする。

※実施場所は、各町内会・自治会等（以下「実施団体」という。）で決定する。

4. ごみの収集・運搬

- (1) 原則として、市民憲章推進協議会が派遣した車両（以下「パッカー車」という。）で行う。
ただし、市民憲章推進協議会が発行する協力車両証を受けた実施団体は、自らの車両で搬入することができる。
- (2) 市民憲章推進協議会は、事前に作成した収集計画に基づき、パッカー車で収集作業を行う。
収集開始時刻は8時30分とする。8時30分以降に出されたごみの当日収集は行わない。
また、危険防止のためパッカー車への積込作業を市民に行わせてはならない。
- (3) 愛護団（公園、道路等）の活動として作業を行う場合は、所管課に収集を依頼する。

5. ごみの処分

- (1) 搬入先 エコクリーン松江(松江市鹿島町上講武1699-1)
- (2) 手数料 市は、本運動で集められたごみについては、奉仕活動による清掃ごみとして、ごみ処理手数料の全額を免除する。

6. ごみの出し方

- (1) 本運動のごみは、市が各地区協議会事務局（公民館）を通じて実施団体に配布するボランティア袋に入れる。通常のごみ計画収集（週2回の可燃ごみ収集）のごみと分けて集積する。袋に入っていないもの（野積みの草等）は、(2)を除き、原則収集しない。
- (2) 樹木の枝等で長いものは80cm程度に切断し、径30cm程度の大きさに紐等で束ね集積場所に置く。ただし、枝木1本の太さが15cm以上のものについては収集しない。
- (3) オイル、粗大ごみ（電気製品・家具類・自転車・タイヤなど）、危険なもの（ガスボンベ・消火器・薬品・バッテリーなど）については収集しない。
- (4) 本運動と同時に集めた溝泥（土のう袋に入れたもの）は、後日の回収とする。集積場所は、本運動の他のごみと同じ場所とする。異なる場所に置く場合は、実施10日前までにボランティア清掃実施計画書を本市リサイクル都市推進課へ提出する。

7. 配布物

市は、事前に提出してもらった調査票に基づき、各地区協議会事務局（公民館）へ必要な物資を配布する。各地区協議会事務局（公民館）は各実施団体へ配布するものとする。

配布するもの・・・協力車両証、ごみ袋（ボランティア袋）、実施報告書

8. 実施報告書（市指定様式）

公民館は、実施団体ごとの、参加者数、実施場所、自己搬入した協力車両延べ台数、ごみの量（450袋換算）をとりまとめ、本市リサイクル都市推進課へ報告する。

9. 危険防止対策

新型コロナウイルス感染症や悪天候時等、作業時に危険が伴う可能性がある場合は、万全な対策をとったうえで実施する。

10. 注意事項

- (1) 悪天候時の清掃作業の実施については、実施団体で個別に判断する。
- (2) 悪天候時は、ごみの収集作業を中止する場合がある。
- (3) 運動実施期間中に事故等あった場合は、速やかに松江市市民憲章推進協議会きれいなまち部会事務局に連絡する。
- (4) 実施日以外で清掃活動を行い、市の回収を希望する場合は、作業日及び集積場所等を明確にするため、実施10日前までにボランティア清掃実施計画書を本市リサイクル都市推進課へ提出する。
- (5) 私有地や共同住宅等敷地内のごみ（草、枝等）は管理者の責任で処理するものとする。

11. その他

この要領に定めるもののほか、詳細な事項については都度定めるものとする。

12. 主催 松江市市民憲章推進協議会きれいなまち部会

協力 松江環境整備事業協同組合、松江八束清掃協同組合、松江広域再生資源協同組合、松江八束生活環境保全事業協同組合

事務局 松江市環境エネルギー部環境エネルギー課（TEL55-5271）

附 則

この要領は、令和2年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月13日から施行する。